

法人におけるマイナンバー制度への対応と施策

平素は、FUJITSUファミリー会の活動にご支援・ご参加を賜り誠にありがとうございます。
さて、第2回宮城地区例会では、2016年1月から運用が開始される社会保障・税番号制度について、民間企業や個人事業者様において必要不可欠となる事前の準備事項、「個人番号」の管理、また、管理をする上で義務付けられている厳格な個人情報保護措置など、マイナンバー制度の概要と民間企業において必須とされる数々の準備とインパクト、その対策について分かり易く解説いたします。
是非、本セミナーをお役立ていただきたく、皆様のご来場を心よりお待ちしております。

＜富士通ユーザ研究団体＞FUJITSUファミリー会東北支部 宮城県幹事 浅見 周平
(株式会社一ノ蔵 常務取締役)

開催日時	2015年9月18日(金) 16:00～17:30 開場(受付) 15:30～
開催会場	富士通株式会社東北支社 8階会議室 仙台市青葉区一番町2-3-22 仙台ビルディング 8階 (裏面地図参照)
定員	先着20名 *定員になり次第、締切りとさせていただきます。
申込方法	裏面の申込書にご記入のうえ、FaxまたはE-mailにてお申込みください。
費用	無料
開催要項	<p>「法人におけるマイナンバー制度への対応と対策」 講師：富士通株式会社 番号制度推進室</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. マイナンバー制度と企業実務への影響 2. 企業で必須となる従業員、扶養家族、個人事業主様の「個人番号」管理について ・個人情報データのアクセス権限の設定、注意すべきセキュリティ事項 など 3. 必要となる社内規定について ・取得した個人情報、関連する機密情報の決め方と取扱 など 4. 義務付けられる源泉徴収票等の税申告・法定調書、健康保険・年金等の社会保障分野の申告書類 5. マイナンバー法で認められた目的以外の個人の特定情報収集の禁止事項、不正行為に対する「個人情報保護法」には無かった懲役等の厳重「直接罰」など 6. 富士通の対応ソリューション・サービスのご紹介 他

＜問合せ先＞

FUJITSUファミリー会東北支部事務局 (富士通(株)東北支社 東北ビジネス推進部内)

Tel : 022-264-5916(直通) Fax : 022-264-2139

E-mail : contact-family-touhoku@cs.jp.fujitsu.com